
那須塩原市 介護予防・日常生活支援総合事業 事業所説明会

日時：平成28年12月20日（火）

午後6時30分～

会場：那須塩原市三島ホール

那須塩原市高齢福祉課

本日の内容

1. 那須塩原市の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の概要について
2. サービスの種類、人員・設備・運営基準、単価について
3. 指定事務について
4. 事業費の請求について



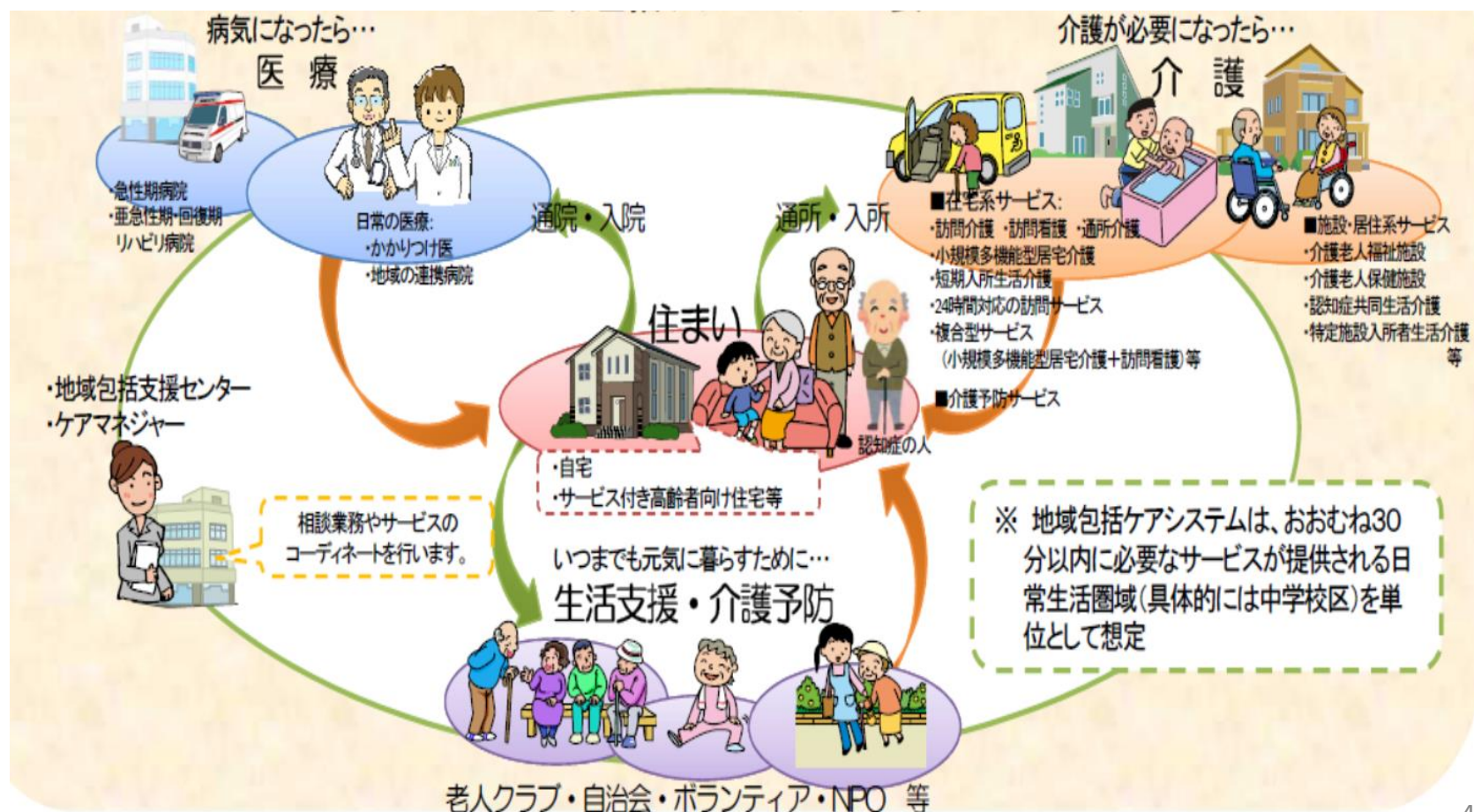
©みるひい 那須塩原市

1. 那須塩原市の介護予防・日常生活支援総合事業の概要について

地域支援係

地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に合わせて「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」を一体的に提供する支援体制を構築することが必要。

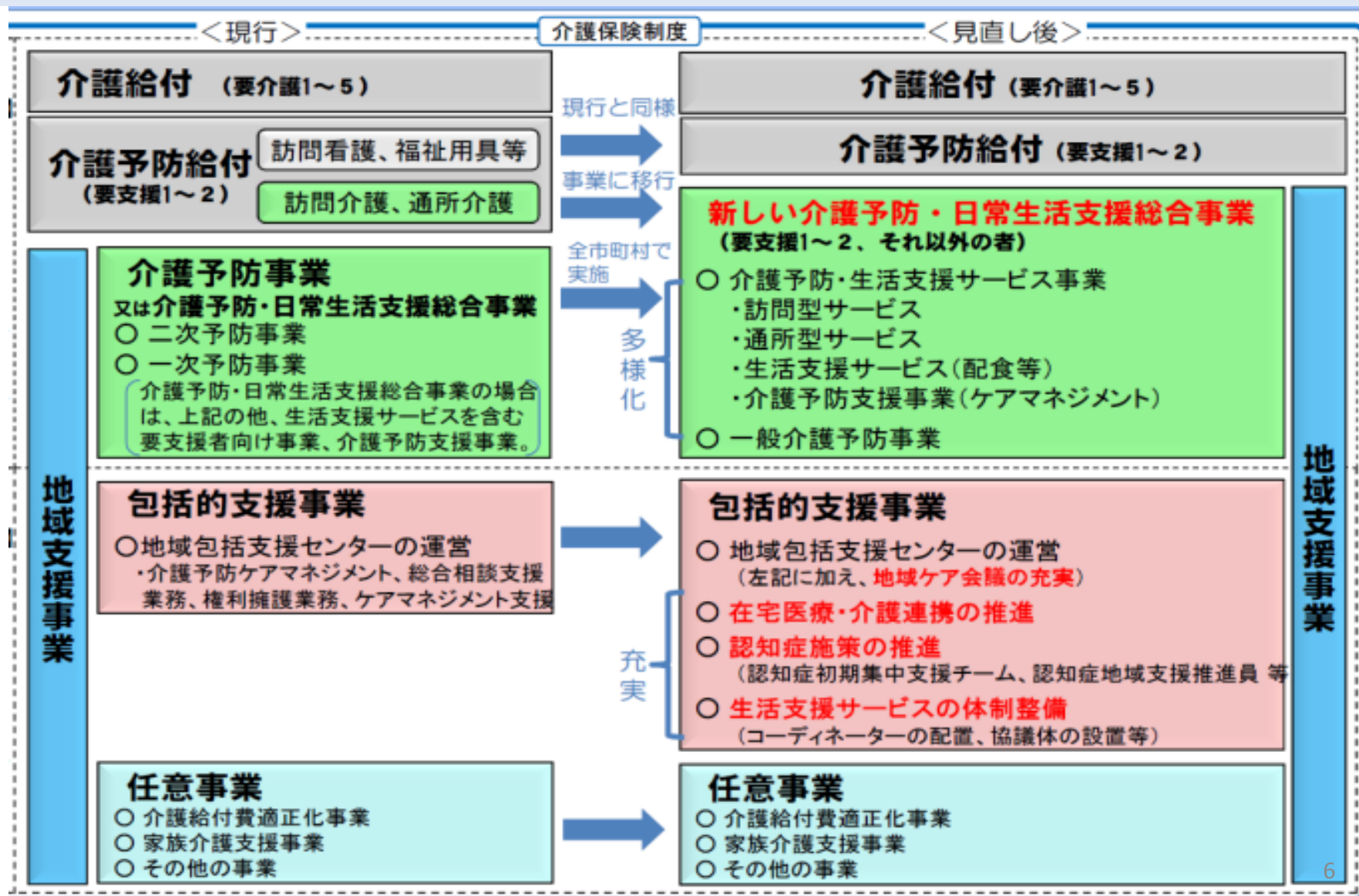


那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業 は平成29年4月1日から開始します

総合事業が必要になった背景

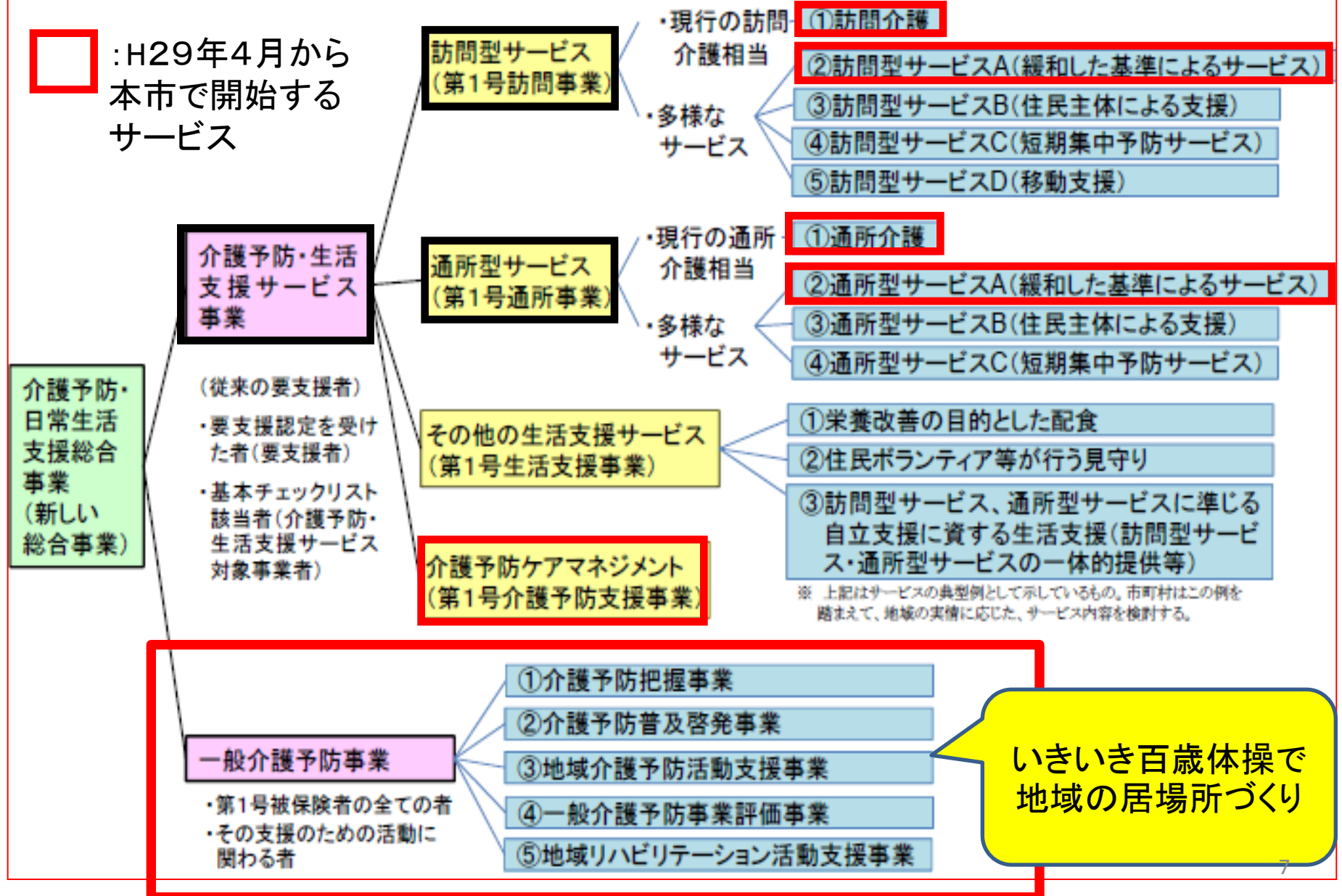
- 平成37年には、団塊の世代が75歳以上になります。
後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、介護認定率が高くなります。
 - ・介護保険給付費の増大
⇒**介護予防の必要性**が高まります。
- ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯が増加します。
 - ・生活支援ニーズが拡大
⇒**サービスの担い手の拡大**が必要です。

予防給付のうち訪問介護・通所介護について、地域支援事業の 「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します



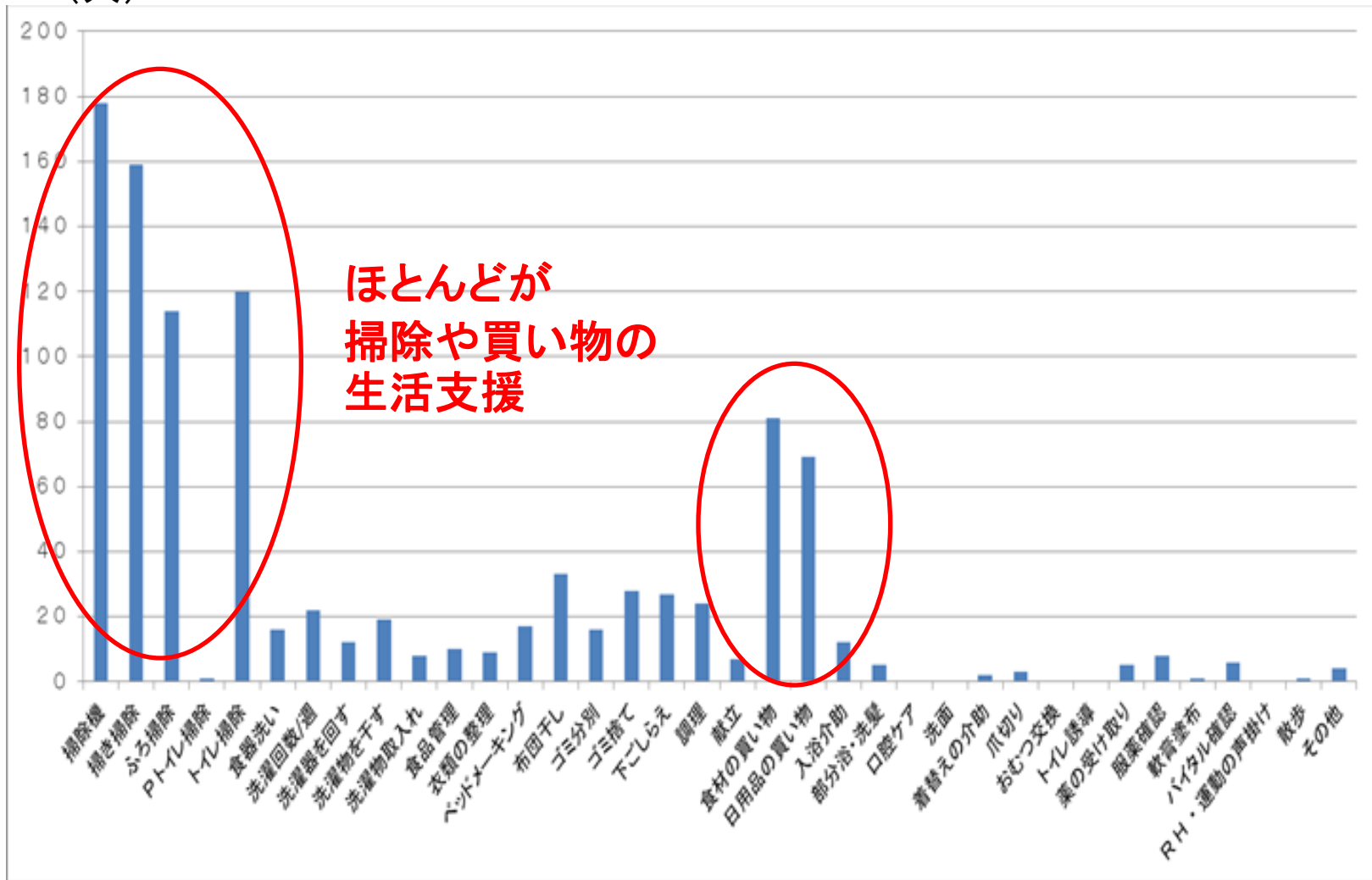
総合事業の構成

□ : H29年4月から
本市で開始する
サービス

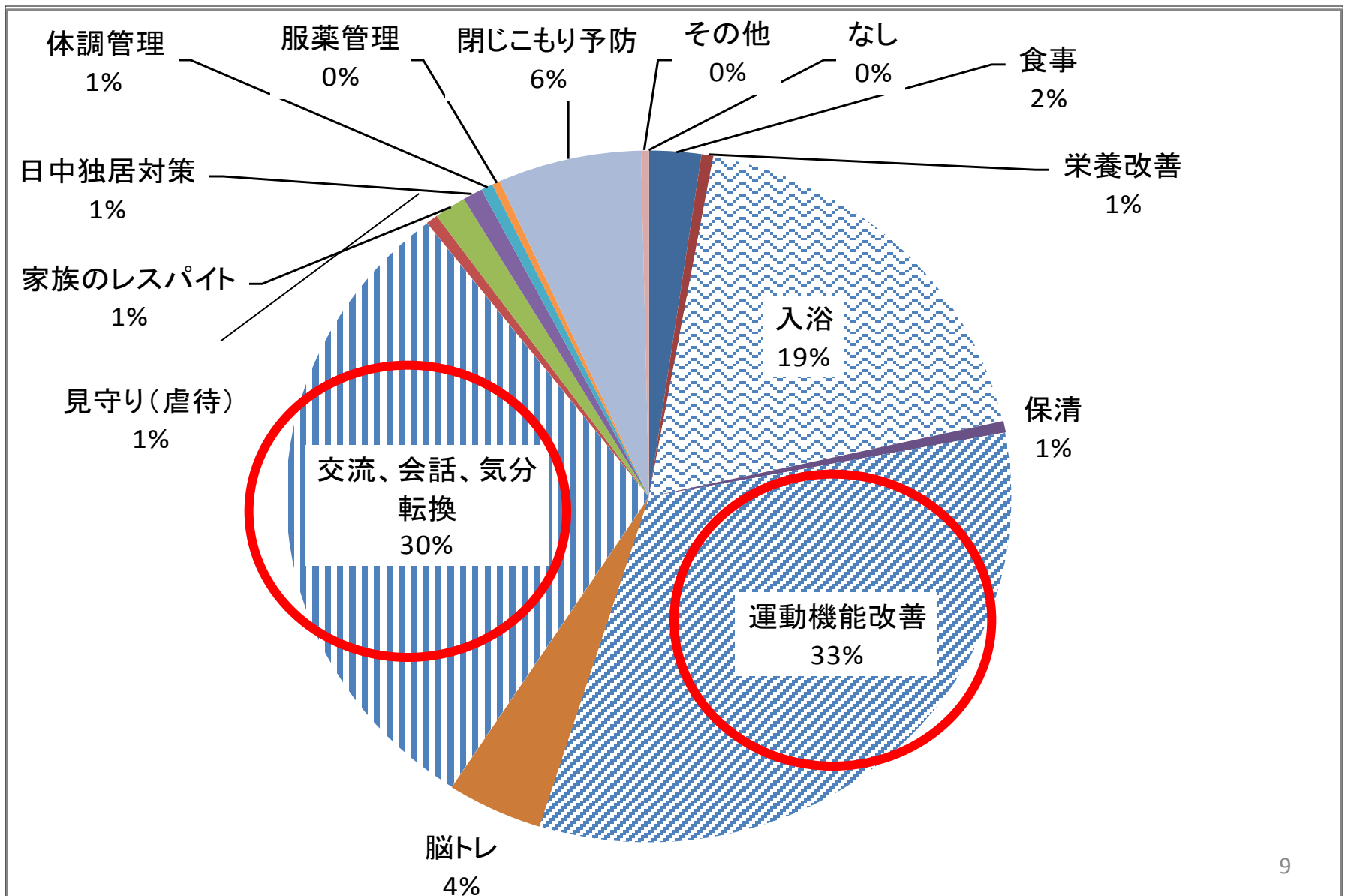


訪問介護サービス内容

(人)



通所介護サービス内容



総合事業サービスの対象者

◇サービスの対象者

- 要支援1・2
- 総合事業対象者（基本チェックリストにより判定）

※第2号被保険者は、必ず要支援認定を受ける必要があります。

住所地特例対象者の取扱いについて

住所地特例対象者に対する総合事業のサービスについては、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、当該者が居住する施設が所在する市町村が行うこととなっています。

総合事業への移行①

【予防給付から総合事業への切り替え時期】

総合事業開始前から介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している場合は、認定更新のタイミングで予防給付から総合事業のサービスに切り替わります。

- 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の継続利用者

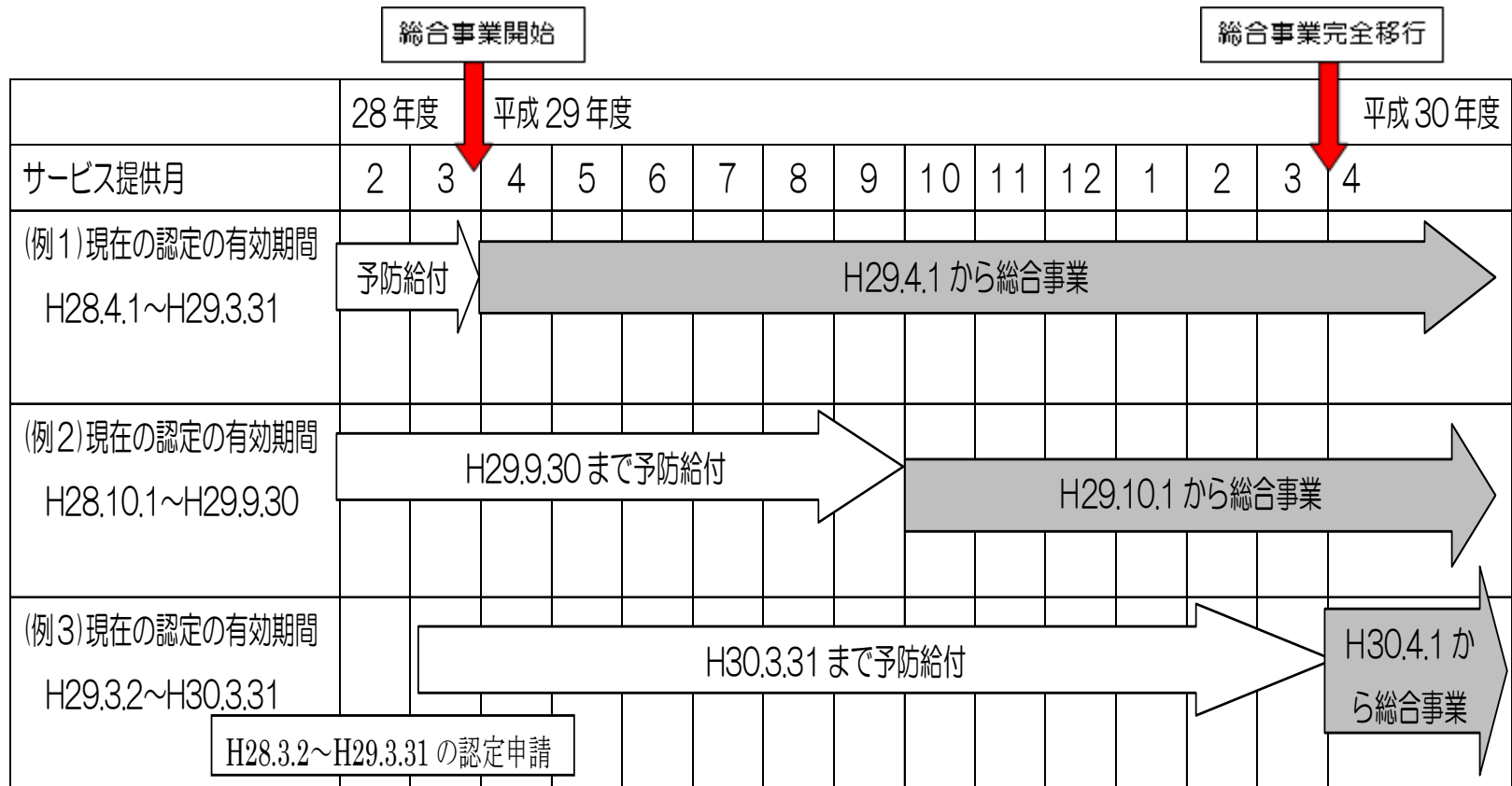
⇒認定更新時に総合事業のサービスへ移行します。

- 平成29年4月1日以降の総合事業新規利用者

⇒利用開始時から総合事業のサービスを利用することになります。

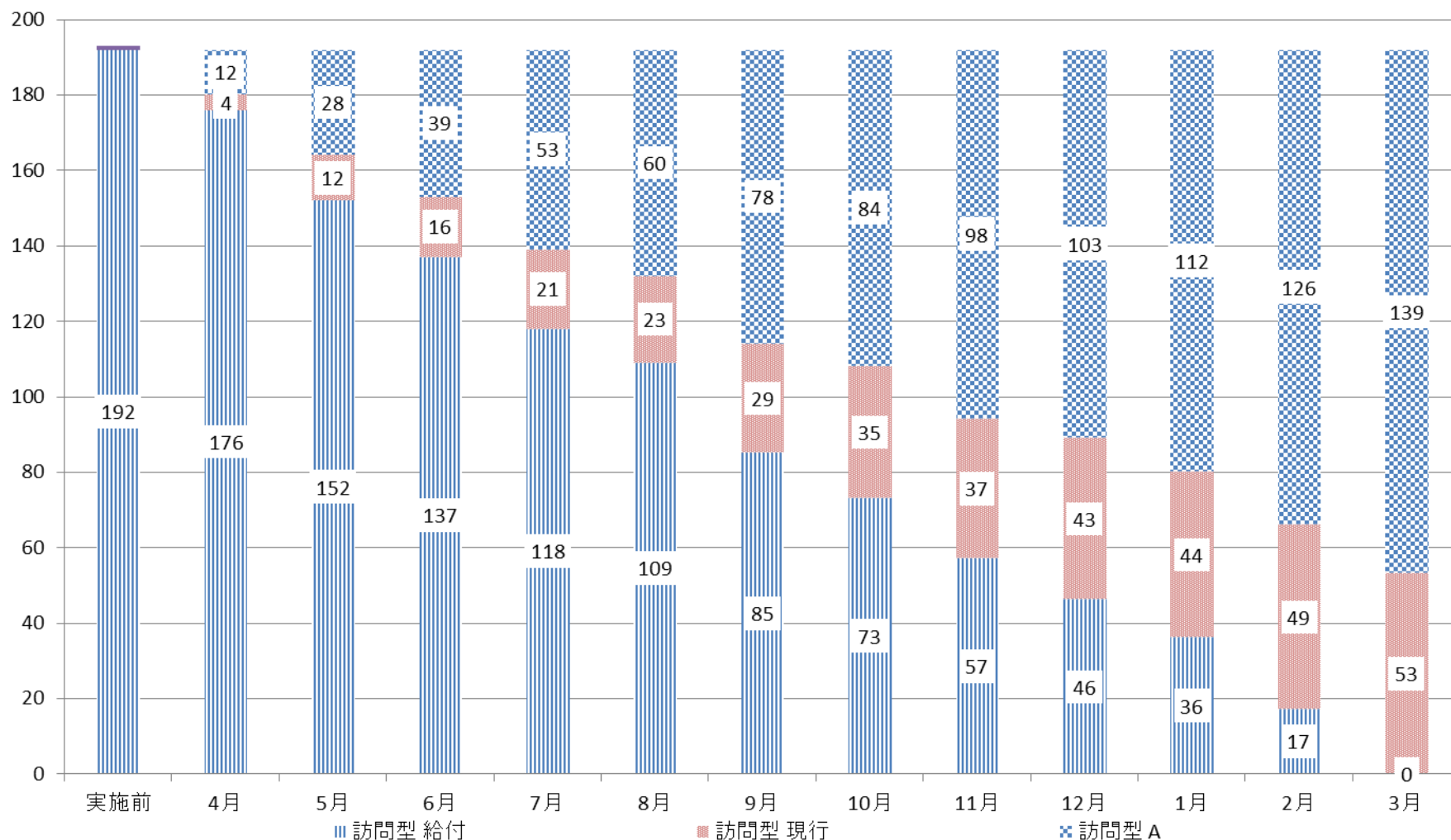
総合事業への移行②

- 29年4月より前からの要支援者については、その認定更新等までは、従前の予防給付としてサービスを提供する。
- 29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が訪問介護・通所介護を利用する場合は、サービスが総合事業に変わる(認定期間総合事業完全移行は最長1年なので那須塩原市全体では平成29年4月から1年かけて移行する)。



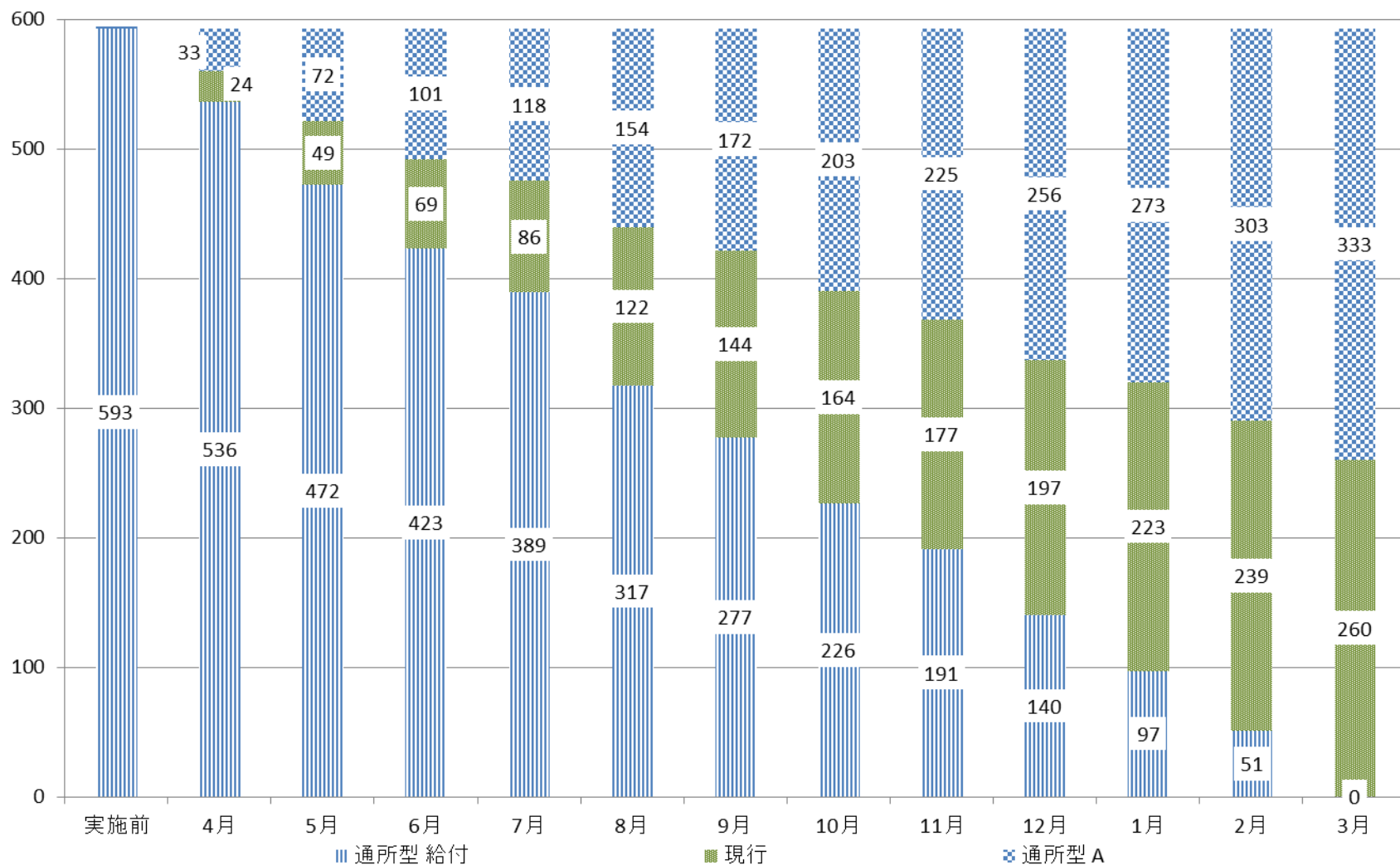
平成29年度訪問型サービスへの移行推計

(人)

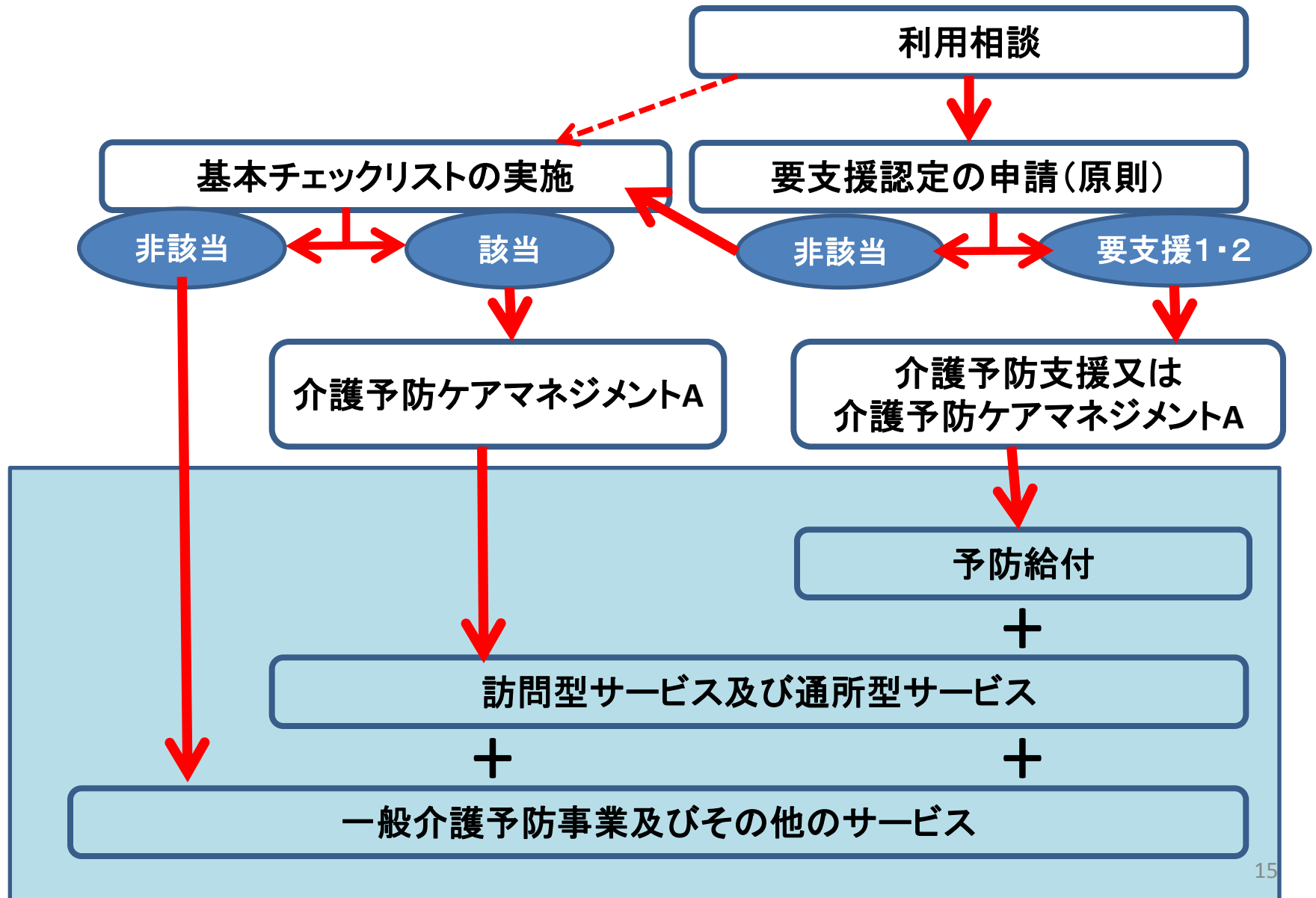


平成29年度通所型サービスへの移行推計

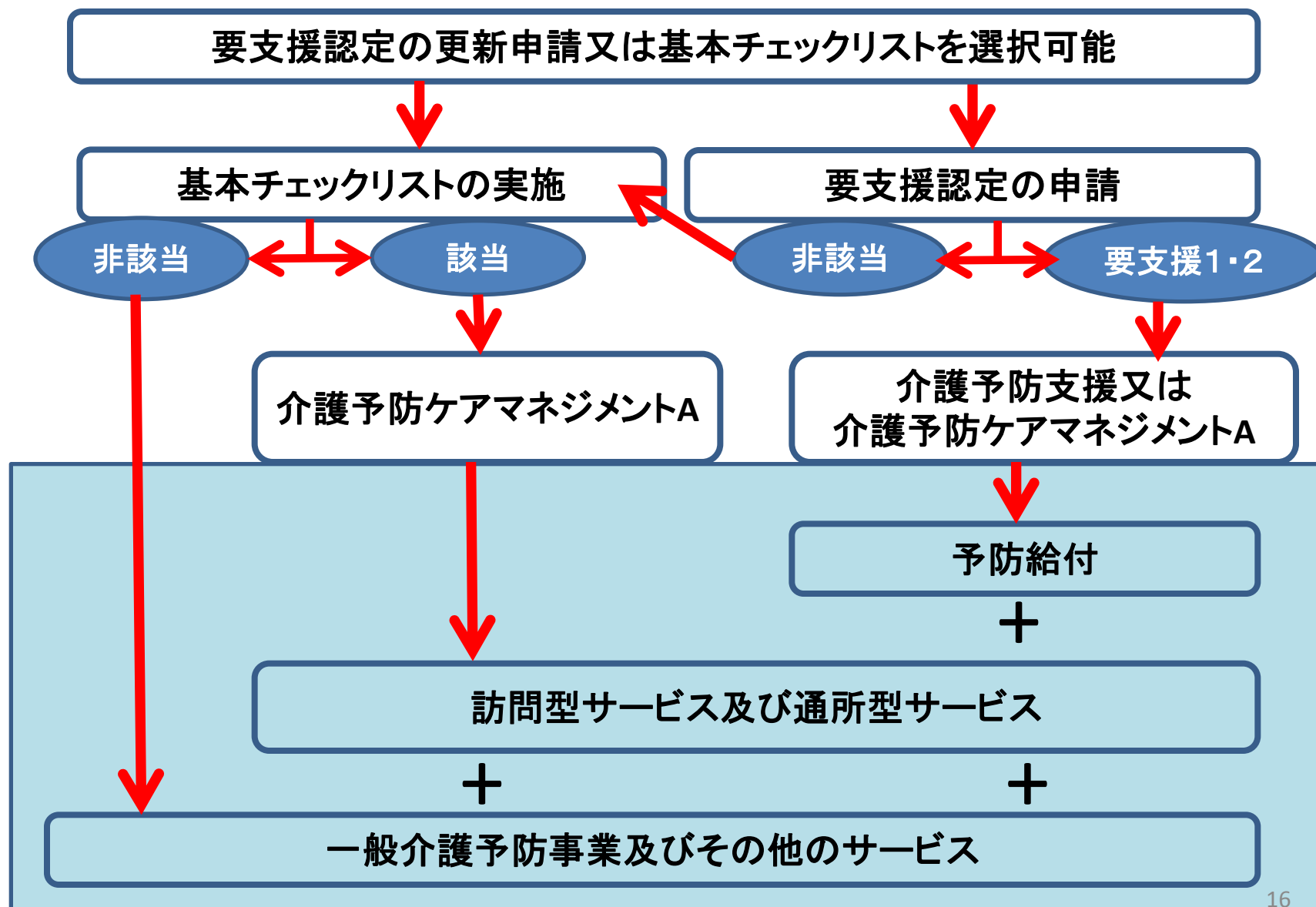
(人)



訪問型・通所型サービス新規利用時の流れ



訪問型・通所型サービス利用者の介護認定更新時の流れ



介護予防ケアマネジメントAについて

- 介護予防支援と同様のプロセスで実施
(アセスメント・ケアプラン作成・サービス担当者会議、モニタリング)
- 地域包括支援センターで実施
※指定居宅介護支援事業所へ一部委託可能
- 1件あたりの単価は430単位
(初回加算300単位、小規模多機能型居宅介護事業所連携加算300単位)
- 利用者負担なし
- ケアプランの自己作成による総合事業のサービス利用はできない。

予防給付及び総合事業の利用者負担等

	予防給付	総合事業
利用者負担	1割（一定の所得があるときは2割）	1割（一定の所得があるときは2割）
支給限度額	要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位	要支援1・事業対象者 5,003単位 要支援2 10,473単位
	※予防給付と総合事業は一体的に限度管理を行う	
負担軽減	高額介護予防サービス費 高額医療合算介護予防サービス費	高額介護予防サービス費、高額医療 合算介護予防サービス費に相当する 負担軽減
給付制限	保険料滞納者への給付制限を実施	保険料滞納者への給付制限を実施

2. サービスの類型、人員・設備 ・運営基準、単価について

介護管理係

①訪問型サービス（案）

H28.12.13現在

サービス種別	総合事業（訪問型サービス）	
	現行の介護予防訪問介護相当のサービス（案）	訪問型サービスA（案） （緩和した基準によるサービス）
サービス内容	○現行の介護予防訪問介護員による身体介護、生活援助	○生活援助（掃除、買い物、調理、洗濯等） ※身体介護（排泄・食事介助・清拭・入浴等）は対象外
対象者とサービス提供の考え方	○すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○身体介護が必要なケース	○身体介護が不要なケース
実施方法	事業者指定	事業者指定
想定している実施事業者等	介護予防訪問介護事業所	介護予防訪問介護事業所
人員基準	【管理者】 常勤・専従1人以上 ・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【訪問介護員等】 常勤換算2.5人以上 （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者） 【サービス提供責任者】 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上 （資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等に業務に従事した介護職員初任者研修等修了者）	【管理者】 常勤・専従1人以上 ・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【従事者】 必要数（単独で訪問型サービスAを実施する事業所は1以上） （資格要件： 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市が指定する研修修了者） 【訪問事業責任者（仮称）】 必要数（単独で訪問型サービスAを実施する事業所は1以上） （資格要件： 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市が指定する研修修了者） ※従事者・訪問事業責任者（仮称）：「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の緩和した基準によるサービスの人員基準で示された名称で、現行の訪問介護相当サービスの「訪問介護員等」・「サービス提供責任者」に当たる。

サービス種別	総合事業（訪問型サービス）	
	現行の介護予防訪問介護相当のサービス（案）	訪問型サービスA（案） （緩和した基準によるサービス）
設備基準	○現行の介護予防訪問介護と同様 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	○現行の介護予防訪問介護と同様 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品
運営基準	○現行の介護予防訪問介護と同様 基本方針 訪問介護員等の員数・管理者・設備 内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要支援認定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 介護予防支援事業者等との連携 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 介護予防サービス計画等の変更の援助 身分を証する書類の携行 サービスの提供の記録 利用料等の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 同居家族に対するサービス提供の禁止 利用者に関する市への通知 緊急時等の対応 管理者及びサービス提供責任者の責務 運営規程 介護等の総合的な提供 勤務体制の確保等 衛生管理等 掲示 秘密保持等 広告 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 苦情処理 地域との連携 事故発生時の対応 会計の区分・記録の整備 基本取扱方針・具体的取扱方針・留意点 廃止・休止の届出と便宜の提供	○現行の介護予防訪問介護と同様 基本方針 訪問介護員等の員数・管理者・設備 内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要支援認定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 地域包括支援センターとの連携 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供 介護予防ケアプラン等の変更の援助 身分を証する書類の携行 サービスの提供の記録 利用料等の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 同居家族に対するサービス提供の禁止 利用者に関する市への通知 緊急時等の対応 管理者及びサービス提供責任者の責務 運営規程 勤務体制の確保等 <u>衛生管理等</u> 掲示 <u>秘密保持等</u> 広告 地域包括支援センターに対する利益供与の禁止 苦情処理 地域との連携 <u>事故発生時の対応</u> 会計の区分・記録の整備 基本取扱方針・具体的取扱方針・留意点 <u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u>

※下線部は、市が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。

サービス種別	総合事業（訪問型サービス）	
	現行の介護予防訪問介護相当のサービス（案）	訪問型サービスA（案） （緩和した基準によるサービス）
提供時間	○内容により異なる。	○ 20分以上45分未満／45分以上60分まで
報酬単価	○報酬単価は、現行の介護予防訪問介護と同額とする。 <u>平成30年度からは、1回当たりの単価を追加する。</u> ■訪問型Ⅰ（週1回程度） 1,168単位／月 <u><平成30年度～></u>（1月全部で4回まで）266単位／回 ■訪問型Ⅱ（週2回程度） 2,335単位／月 <u><平成30年度～></u>（1月全部で5～8回まで）270単位／回 ■訪問型Ⅲ（週2回超） 3,704単位／月 <u><平成30年度～></u>（1月全部で9～12回まで）285単位／回 ○加算 現行の介護予防訪問介護費の報酬と同様とする。	○1回当たりの報酬単価と月額の上限を設定する。 ■訪問A型Ⅰ（週1回程度） [20分以上45分未満]805単位／月 （1月全部で4回まで）183単位／回 [45分以上60分まで]990単位／月 （1月全部で4回まで）225単位／回 ○加算 初回加算を算定対象とする。

②通所型サービス（案）

H28.12.13現在

サービス種別	総合事業（通所型サービス）		
	現行の介護予防通所介護相当のサービス（案）	通所型サービスA（案） （緩和した基準によるサービス）	
		【一体型】	【単独型】
サービス内容	○現行の介護予防通所介護と同様のサービス	○閉じこもり予防や生活目標を明確にした自立支援に資するサービス。 （運動メニュー・レクリエーション等）	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○通所型サービスAの利用が難しいケース （身体介護が必要なもの）	○基本チェックリストの結果事業対象者 ○身体介護（入浴・食事・排泄介助）が必要なケースは現行相当を利用 ○生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース	
実施方法	事業者指定	事業者指定	
想定している実施事業者等	介護予防通所介護事業所	介護予防通所介護事業所	介護予防通所介護事業所・ 民間企業・NPO等
人員基準	【管理者】 常勤・専従1以上 ・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【生活相談員】 専従1以上 【看護職員】 専従1以上 （定員10人以下の場合は、看護職員又は介護職員いずれか1以上）	【管理者】 常勤・専従1人以上 ・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・市が指定する研修修了者	【管理者】 常勤・専従1人以上 ・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 （資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師） ・市が指定する研修修了者 【看護職員】 ・1以上配置した場合は、看護職配置の報酬を算定する。

サービス種別	総合事業（通所型サービス）		
	現行の介護予防通所介護相当のサービス（案）	通所型サービスA（案） （緩和した基準によるサービス）	
		【一体型】	【単独型】
	【介護職員】 利用者15人以下：専従1以上 利用者15人超：利用者1人につき専従0.2人以上 （生活相談員・介護職員の1以上は常勤） 【機能訓練指導員】 1以上	【従事者】※ 利用者15人以下：専従1以上 利用者15人超：利用者1人につき専従0.2人以上 【機能訓練指導員】 1以上（看護師が望ましい）	【従事者】※ 利用者15人以下：専従1以上 利用者15人超：利用者1人につき専従0.1人以上
		※従事者：「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の緩和した基準によるサービスの人員基準で示された名称で、現行の通所介護相当サービスの「介護職員」に当たる。	
設備基準	○現行の介護予防通所介護と同様 食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） 静養室・相談室・事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品	サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） 静養室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品	

サービス種別	総合事業（通所型サービス）		
	現行の介護予防通所介護相当のサービス（案）	通所型サービスA（案） （緩和した基準によるサービス）	
		【一体型】	【単独型】
運営基準	○現行の介護予防通所介護と同様 基本方針 従業員の員数・管理者・設備 内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要支援認定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 介護予防支援事業者等との連携 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 介護予防サービス計画等の変更の援助 サービスの提供の記録 利用料の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 利用者に関する市への通知 緊急時等の対応 管理者の責務 運営規程 勤務体制の確保等 定員の遵守 非常災害対策 衛生管理等 掲示 秘密保持等 広告 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 苦情処理 地域との連携 事故発生時の対応 会計の区分 記録の整備 基本取扱方針・具体的取扱方針・留意点 安全管理体制等の確保 廃止・休止の届出と便宜の提供	○現行の介護予防通所介護と同様 基本方針 従業員の員数・管理者・設備 内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要支援認定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 地域包括支援センターとの連携 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供 介護予防ケアプランの変更の援助 サービスの提供の記録 利用料の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 利用者に関する市への通知 緊急時等の対応 管理者の責務 運営規程 勤務体制の確保等 定員の遵守 非常災害対策 衛生管理等 秘密保持等 事故発生時の対応 基本取扱方針・具体的取扱方針・留意点 安全管理体制等の確保 廃止・休止の届出と便宜の提供	※下線部は、市が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。

サービス種別	総合事業（通所型サービス）		
	現行の介護予防通所介護相当のサービス（案）	通所型サービスA（案） （緩和した基準によるサービス）	
		【一体型】	【単独型】
提供時間	○施設により異なる。	○ 半日（1時間30分以上3時間未満）／1日（3時間以上）	
報酬単価	○報酬単価は、現行の介護予防通所介護と同額とする。 <u>平成30年度からは、1回当たりの単価を追加する。</u> ■通所型Ⅰ（週1回程度） 1,647単位／月 <u><平成30年度～>（1月全部で4回まで）378単位／回</u> ■通所型Ⅱ（週2回程度） 3,377単位／月 <u><平成30年度～>（1月全部で5～8回まで）389単位／回</u> ○加算 現行の介護予防通所介護費の報酬と同様とする。	○1回当たりの報酬単価と月額の上限を設定する。 ■通所A型Ⅰ（週1回程度） [1時間30分以上3時間未満] 998単位／月 （1月全部で4回まで）227単位／回 [3時間以上] 1,425単位／月 （1月全部で4回まで）324単位／回 ○加算 なし。	○1回当たりの報酬単価と月額の上限を設定する。 ■通所A型Ⅰ（週1回程度） [1時間30分以上3時間未満] 806(921)単位／月 （1月全部で4回まで） 183(209)単位／回 [3時間以上] 1,152(1,316)単位／月 （1月全部で4回まで） 261(299)単位／回 ※カッコ内は看護職員を配置している場合の報酬 ○加算 なし。

サービス事業者向け研修

日時：平成29年1月26日（木）

午後6時00分から

場所：那須塩原市三島ホール

詳細は市ホームページに掲載します

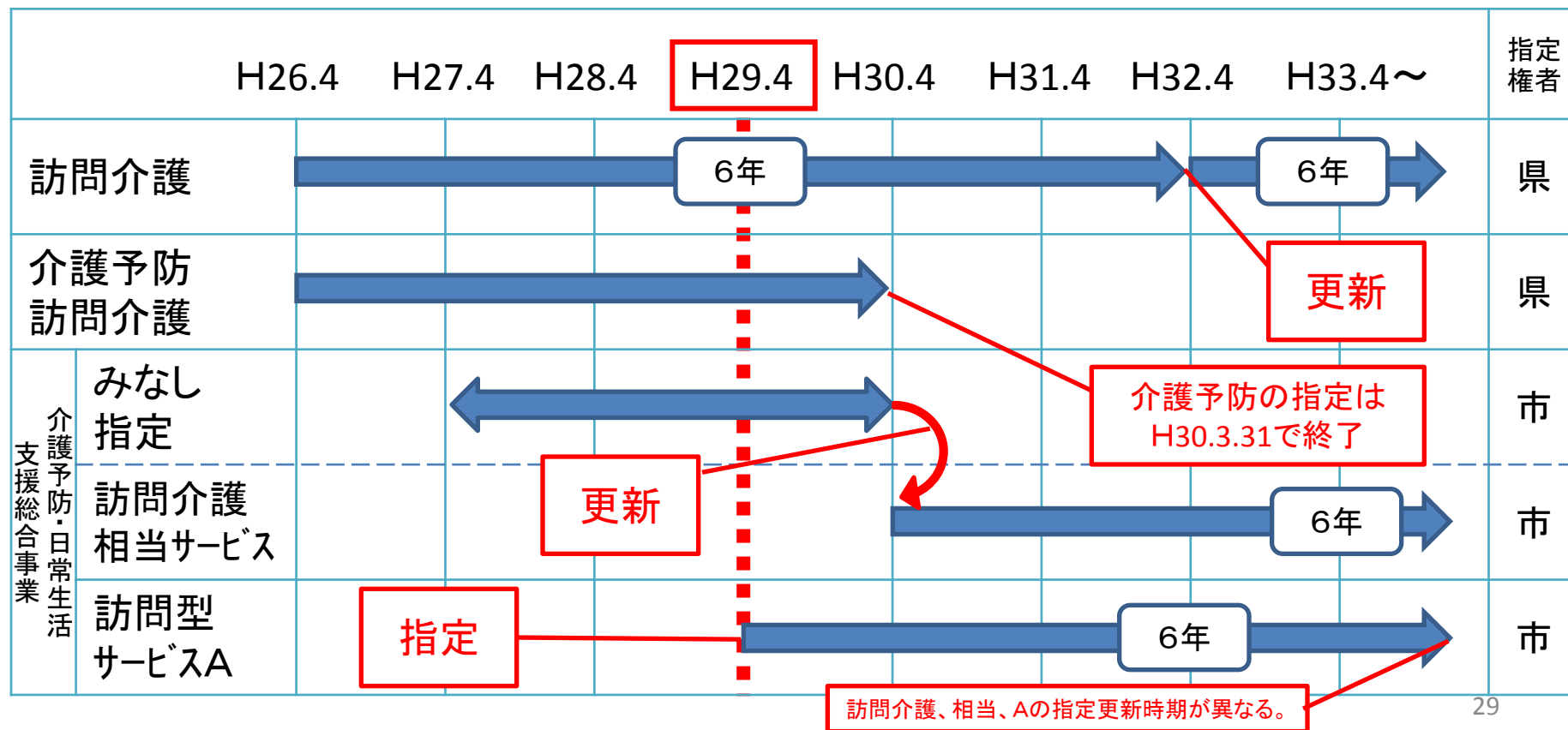
3. 指定事務について

介護管理係

指定事務について①

指定の有効期間及び指定・更新について（１）

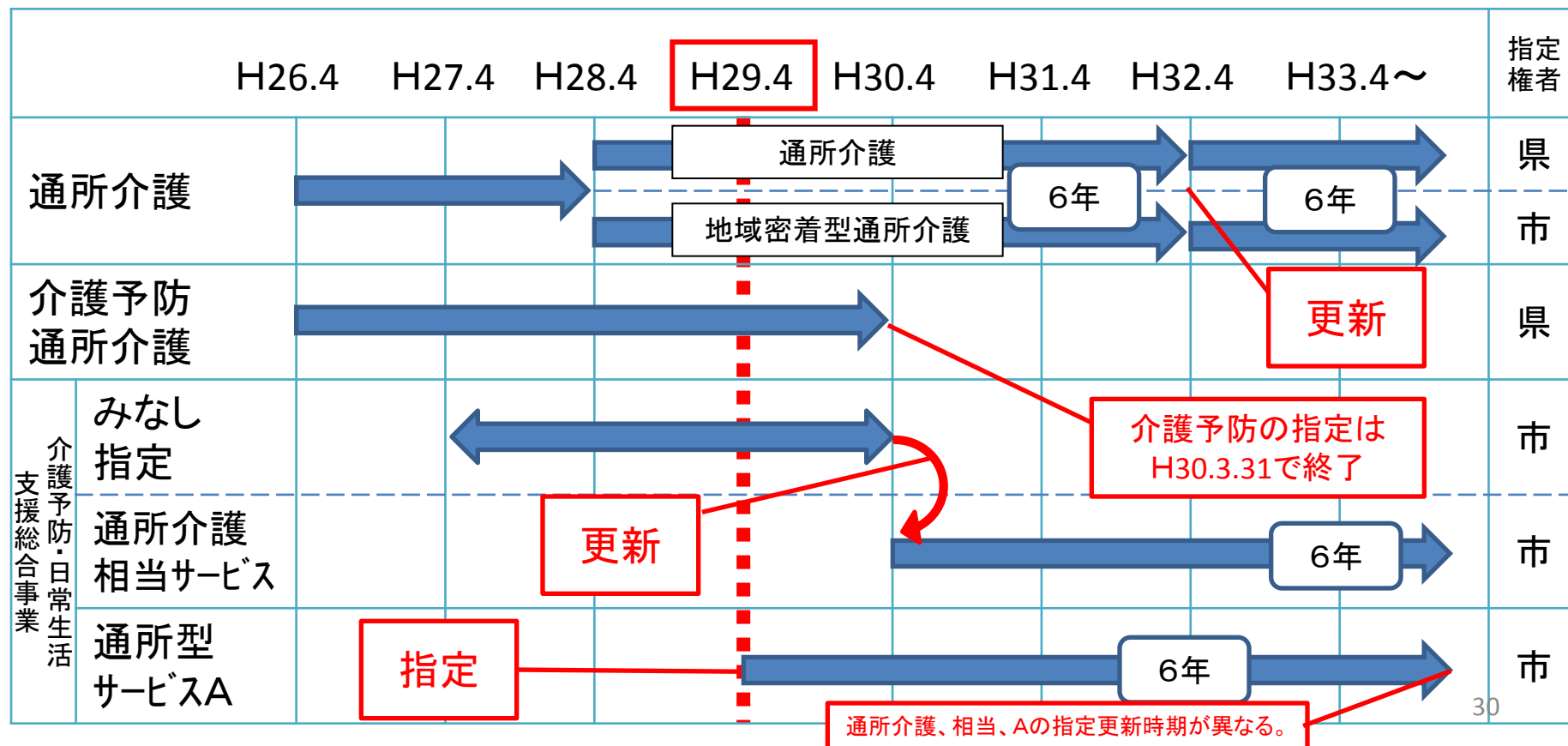
- 平成26年4月1日に新規指定（更新）があった**訪問介護事業所**が那須塩原市の総合事業（訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA）を実施する場合の例



指定事務について②

指定の有効期間及び指定・更新について（２）

- 平成26年4月1日に新規指定（更新）があった**通所介護事業所**が那須塩原市の総合事業（通所介護相当サービス及び通所型サービスA）を実施する場合の例



指定事務について③

総合事業を開始するための必要な手続き（１）

○訪問・通所介護相当サービス（介護予防訪問・通所介護に相当するもの）

① みなし指定^(注)を受けている事業所 → 指定申請は不要

※平成30年4月1日以降も事業を継続する場合は、更新申請が必要となります。

② みなし指定を受けていない事業所 → 指定申請が必要

(注)みなし指定

平成27年3月31日までに、介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業所は、総合事業の指定を受けたものとみなされている。みなし指定の有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間。

平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は「みなし指定を受けていない事業所」となる。

○訪問型・通所型サービスA

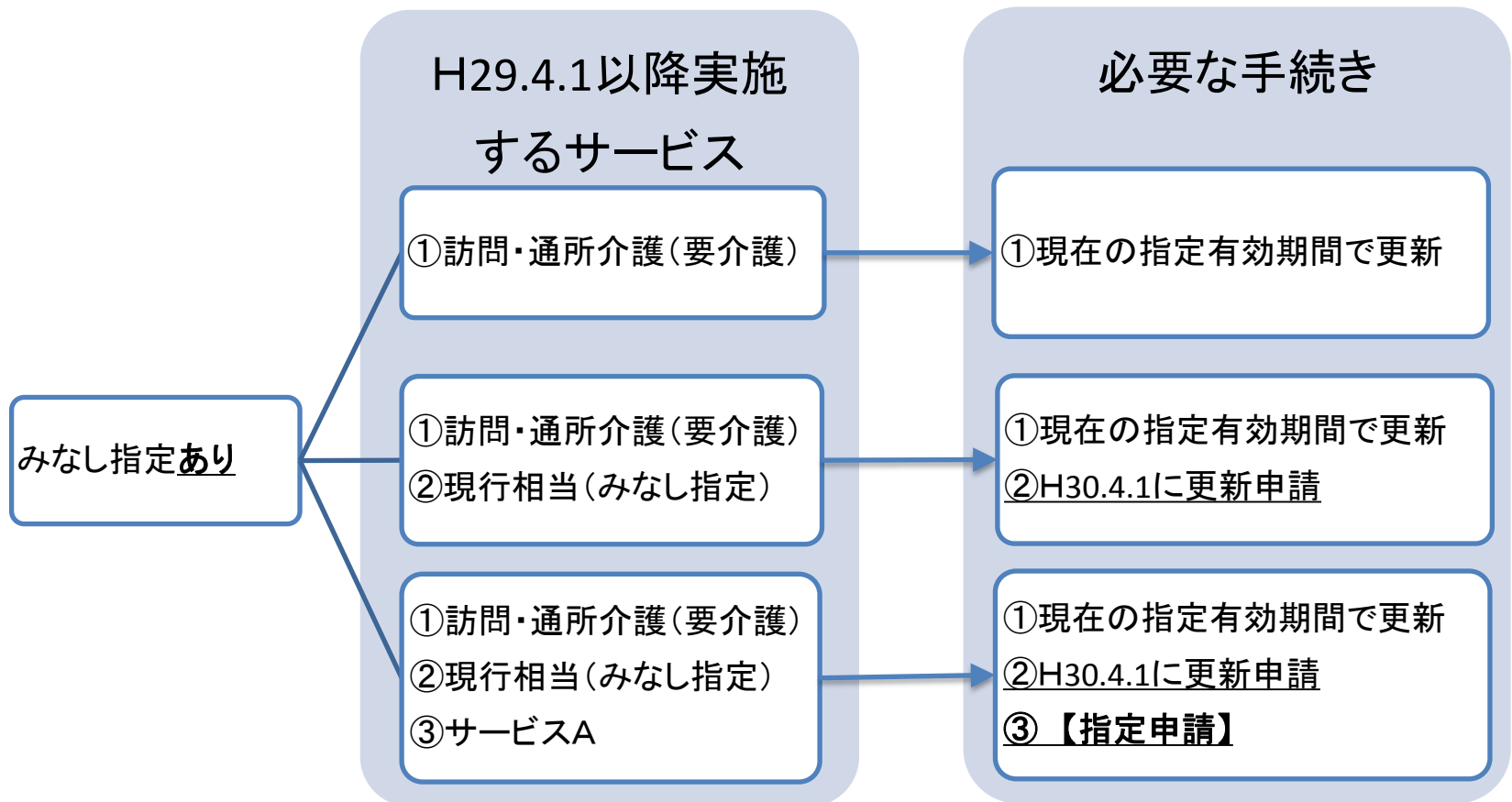
事業を実施する場合は、指定申請が必要です。

○介護予防訪問・通所介護の更新申請

平成30年3月31日以前に指定の有効期限が満了となると、総合事業に移行していない要支援者に対し、サービスを提供できなくなるため、更新申請が必要です。

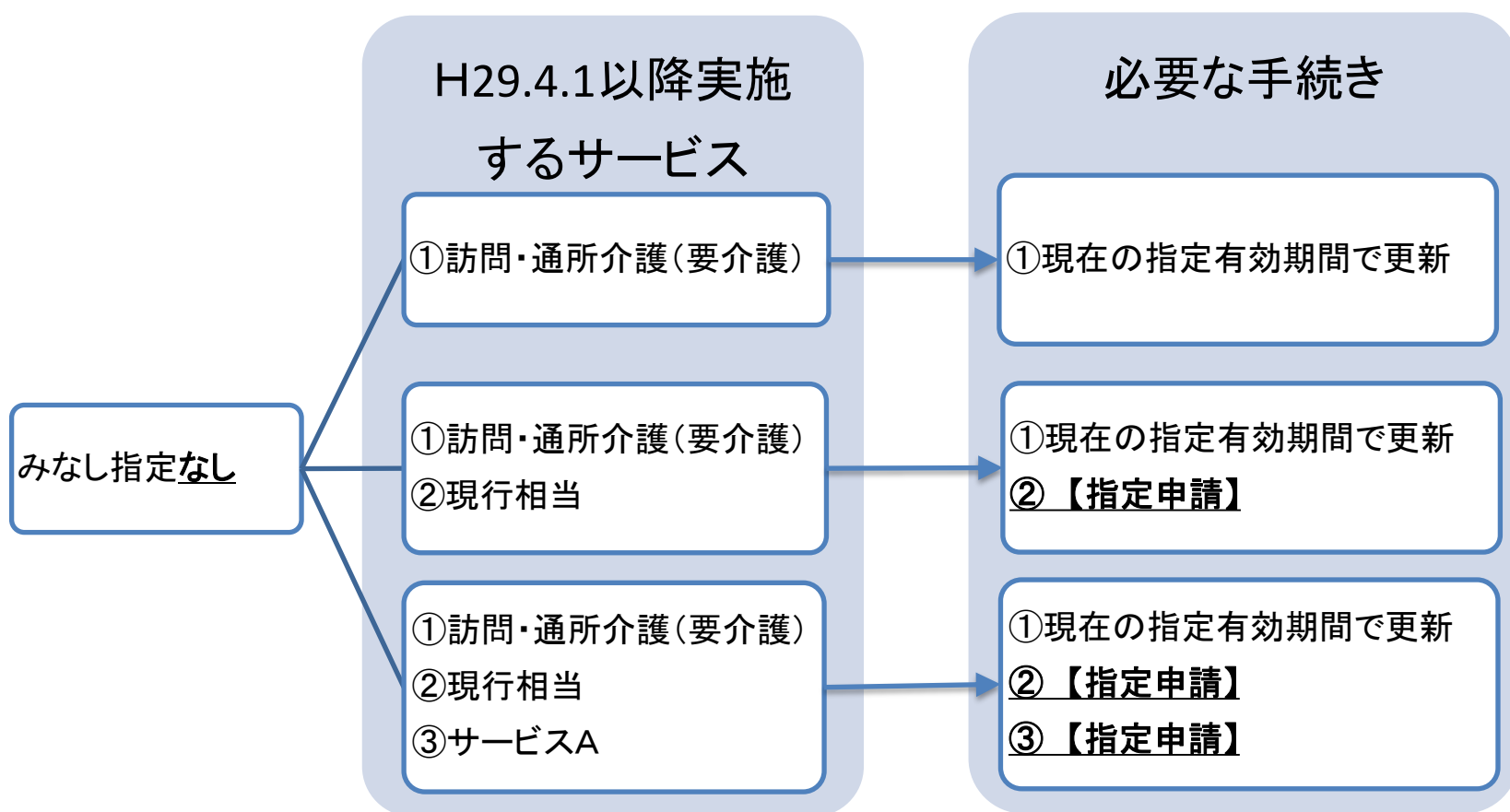
指定事務について④

総合事業を開始するための必要な手続き（２）



指定事務について⑤

総合事業を開始するための必要な手続き（3）



指定事務について⑥

指定のスケジュール

- 指定を受ける月の前月の15日までに指定申請書類を提出する必要がありますが、総合事業移行当初においては、次のスケジュールで指定申請を受け付けます。

指定申請書 受付開始日	指定申請書 提出期限	指定日
平成29年2月1日(水)	平成29年3月1日(水)	平成29年4月1日(土)

※指定申請書の受付・提出期限については、現時点でのスケジュールです。
平成29年4月に総合事業へ移行する市町が多いことから、県・国保連合会における事務処理によっては、スケジュールが変更となる場合がありますので、その際には市ホームページに掲載します。

指定事務について⑦

指定申請に係る必要書類等（１）

○訪問型サービス（第１号訪問事業）

詳細は、添付書類一覧をご覧ください。

種別		書類名
申請書	①	指定申請書(様式第1号)
付表	②	付表1(第1号訪問事業)
添付書類	③	申請者の定款及びその登記簿謄本
	④	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	⑤	事業所の管理者の経歴書
	⑥	事業所のサービス提供責任者(訪問事業責任者)の経歴書
	⑦	事業所の平面図
	⑧	運営規程
	⑨	重要事項説明書

種別		書類名
添付書類	⑩	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
	⑪	当該申請に係る事業に係る資産の状況
	⑫	秘密の保持(個人情報の取扱い)についての同意書
	⑬	誓約書
	⑭	役員の氏名等
報酬	⑮	介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等に関する届出書

指定事務について⑧

指定申請に係る必要書類等（２）

○通所型サービス（第１号通所事業）

詳細は、添付書類一覧をご覧ください。

種別	書類名	
申請書	①	指定申請書(様式第1号)
付表	②	付表2(第1号通所事業)
添付書類	③	申請者の定款及びその登記簿謄本
	④	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	⑤	事業所の管理者の経歴書
	⑥	事業所の平面図
	⑦	運営規程
	⑧	重要事項説明書
	⑨	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

種別	書類名	
添付書類	⑩	サービス提供実施単位の状況
	⑪	当該申請に係る事業に係る資産の状況
	⑫	秘密の保持(個人情報の取扱い)についての同意書
	⑬	誓約書
	⑭	役員の氏名等
報酬	⑮	介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等に関する届出書

各種届出について①

体制届について

○届出が必要な加算を取得する場合は、体制届を提出する必要があります。

■対象事業

訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス

■提出期限

算定月の前月の15日

■届出が必要な加算

介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等状況一覧表のとおり。

※訪問型サービスAは、初回加算のみを対象としているため、届け出不要。

※通所型サービスAは、加算なし。

各種届出について②

変更届について

○次の事項に変更があった場合、10日以内にその旨を届け出る必要があります（様式第2号）。詳細は、市ホームページに掲載します。

届出が必要な変更事項	訪問相当	訪問型A	通所相当	通所型A
事業所(施設)の名称	○	○	○	○
事業所(施設)の所在地	○	○	○	○
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	○	○	○	○
代表者の氏名、生年月日、住所及び職種	○	○	○	○
定款及び登記事項証明書	○	○	○	○
事業所の建物の構造、専用区画等、平面図	○	○	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○
サービス提供責任者(訪問事業責任者)の氏名、住所及び経歴	○	○	—	—
運営規程	○	○	○	○
役員の氏名、生年月日及び住所	○	○	○	○
加算体制届	○	—	○	—

各種届出について③

廃止・休止・再開届について

- 事業所を休止又は廃止する場合
休止又は廃止の1月前までに届出を提出（様式3）
- 休止した事業所を再開した場合
再開から10日以内に再開届を提出（様式3）

その他

- 各種様式について
那須塩原市ホームページからダウンロードしてください。
- 提出先
那須塩原市高齢福祉課介護管理係
所在地：共壑社108番地2

4. 事業費の請求について

介護認定係

那須塩原市における総合事業のサービス

○従来の介護予防訪問(通所)介護は、総合事業では現行相当の訪問型(通所型)サービスとして、基準・単価を同一として実施します。ただし、請求コードが異なることに注意してください。

○現行相当サービスに加え、緩和した基準によるサービス(以下「基準緩和型サービス」)を実施します。

基準・内容・単価は、現行のものと異なり、請求コードも新設します。

○事業費は、現行相当サービスについては月額あたりの単価、基準緩和型サービスについては月額及び1回あたりの単価を用います。なお、現行相当サービスの1回あたりの単価については平成30年4月1日より実施します。

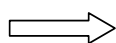
	訪問(型)サービス サービスコード	通所(型)サービス サービスコード	地域単価
予防給付	61	65	事業所所在地の 地域単価
現行相当サービス (みなし)	A1	A5	事業所所在地の 地域単価
現行相当サービス	A2	A6	那須塩原市の 地域単価
基準緩和型サービス	A3	A7	那須塩原市の 地域単価

総合事業への移行のタイミングと請求

○総合事業を開始するための手続きは、開始するサービスの種類や事業を行う事業所の指定状況等によって異なります。確認の上、適切に手続きを行ってください。

現行相当サービス(訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス)

①みなし指定を受けている事業所



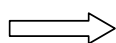
指定申請は不要です。

平成 27 年 3 月 31 日以前に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所(平成 27 年 3 月 31 日に事業を実施していた事業所でみなし指定を辞退した事業所を除く。)

【サービスコード:A1、A5】

※平成 30 年 4 月 1 日以降も現行相当サービスの実施を希望する場合は、更新申請が必要(サービスコードはA2、A6を使用)

②みなし指定を受けていない事業所



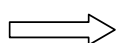
指定申請が必要です。

平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所及びみなし指定を辞退した事業所

【サービスコード:A2、A6】

基準緩和型サービス(訪問型サービスA、通所型サービスA)

③実施を希望する全ての事業所



指定申請が必要です。

みなし指定の有無に関わらず、事業の実施を希望する事業所は指定申請が必要です。

【サービスコード:A3、A7】

総合事業への移行のタイミングと請求

○那須塩原市は平成 29 年 4 月 1 日認定更新の方から順次総合事業へ移行します。(平成 30 年 4 月 1 日から完全移行)

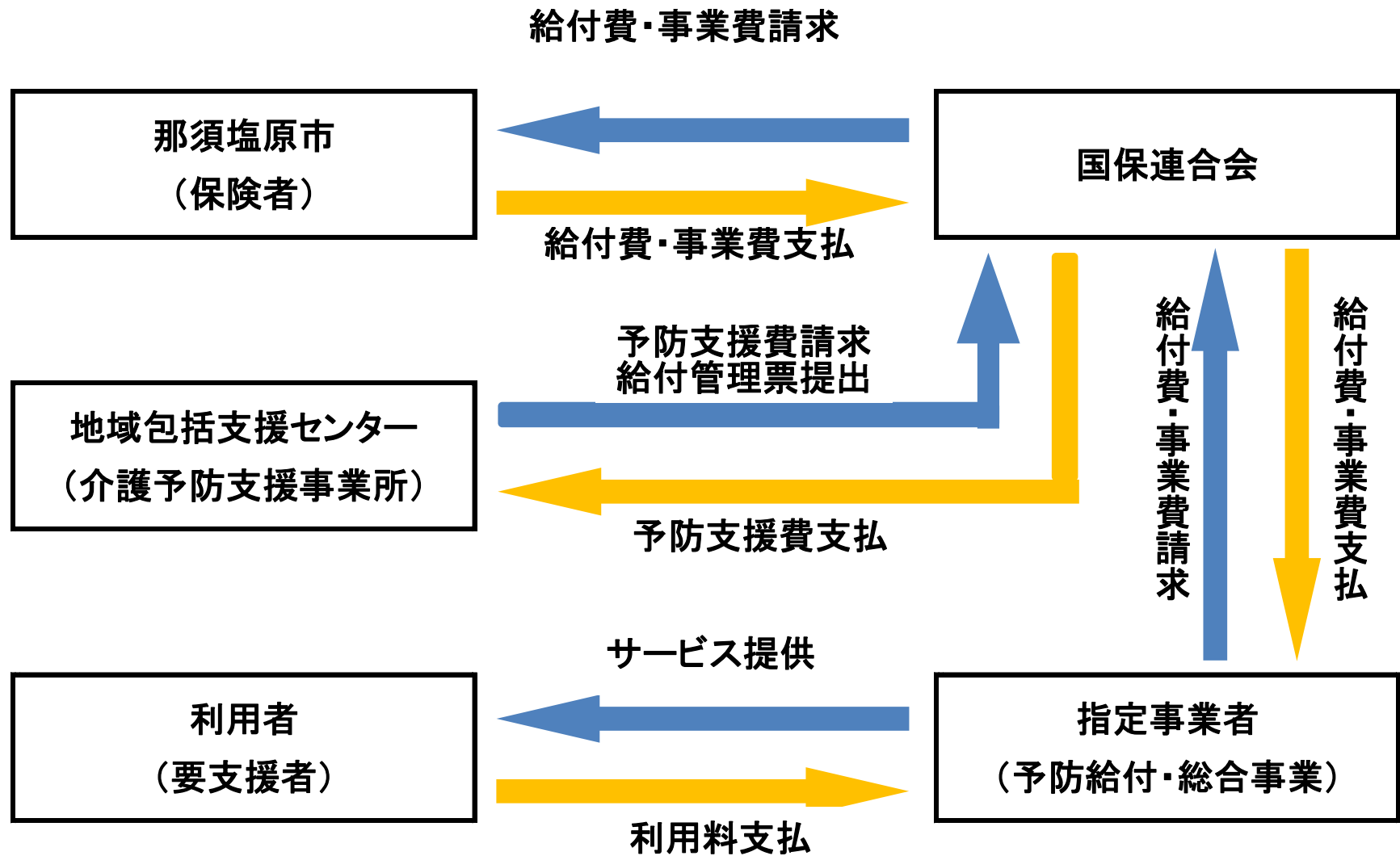
○移行した方から総合事業に請求を切り替えてください。

○平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までは、予防給付と訪問型サービス及び通所型サービスが混在します。

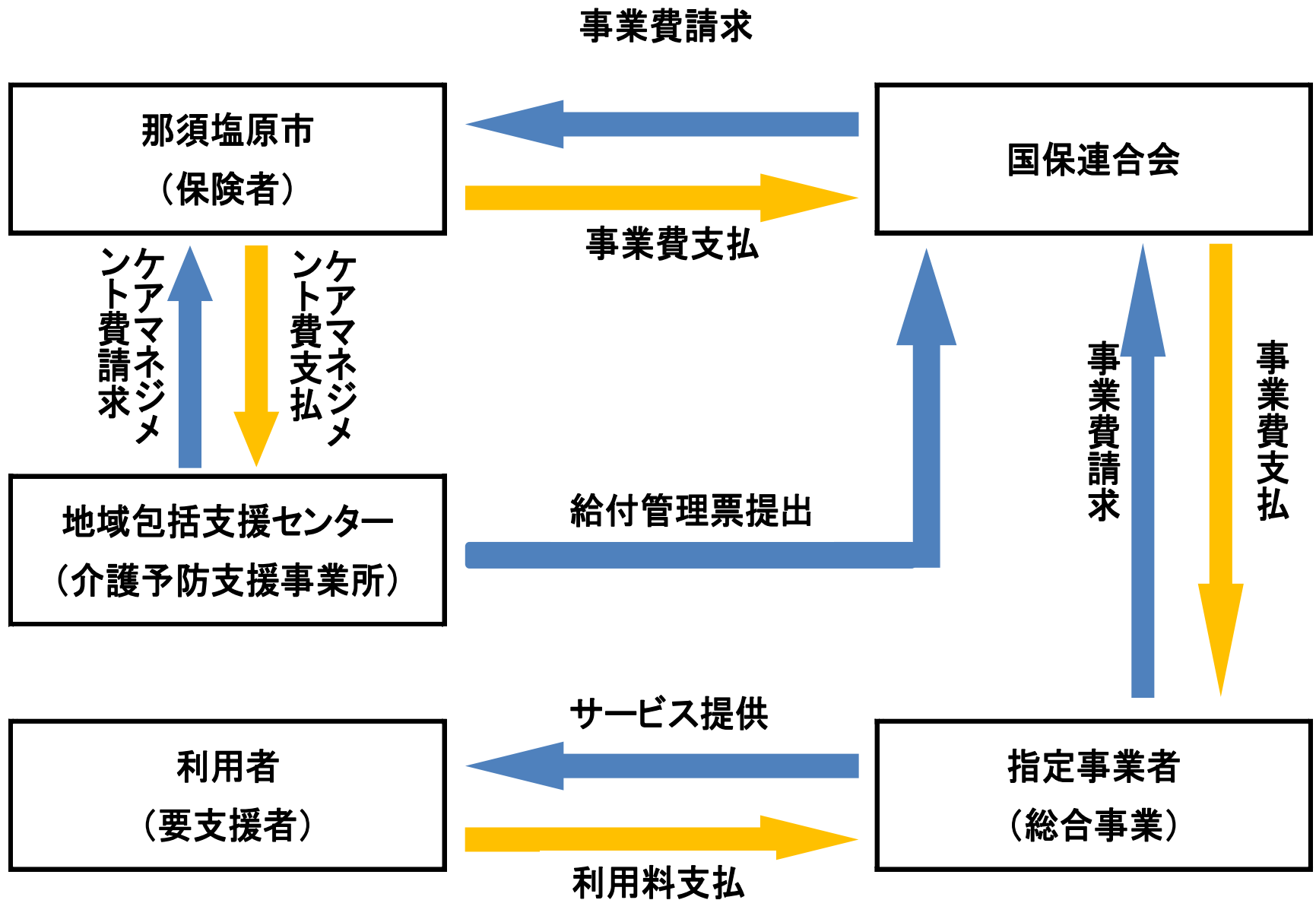
要支援認定更新者	平成 29 年 4 月 1 日更新者	平成 29 年 10 月 1 日更新者	平成 30 年 3 月 1 日更新者	平成 30 年 4 月 1 日更新者
	H29.3.31 で有効期限 終了となる方	H29.9.30 で有効期限 終了となる方	H30.2.28 で有効期限 終了となる方	H30.3.31 で有効期限 終了となる方
更新の手続き期間	H29.1.30～H29.3.31	H29.8.1～H29.9.30	H30.1.4～H30.2.28	H30.1.30～H30.3.31
要支援認定申請	○基本チェックリストを利用した事業対象者の振り分けが開始 ○従来どおり認定申請を行うことも可能			

	平成 29 年 4 月	平成 29 年 10 月	平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月
平成 29 年 4 月 1 日更新者	総合事業(様式二の三)で請求			
平成 29 年 10 月 1 日更新者	予防給付 (様式二の二)で請求	総合事業(様式二の三)で請求		
平成 30 年 3 月 1 日更新者	予防給付(様式二の二)で請求		総合事業(様式二の三)で請求	
平成 30 年 4 月 1 日更新者	予防給付(様式二の二)で請求			総合事業 (様式二の三)で請求

介護報酬・事業費請求の流れ(予防給付と総合事業を利用)



事業費請求の流れ(総合事業のみ利用)



総合事業と予防・介護給付の関係

〈事業対象者が要介護認定等の申請中に総合事業を利用した場合の認定結果と費用の関係〉

利用サービス 認定等結果	給付のみ	総合事業のみ	給付と総合事業
非該当・事業対象者	全額自己負担	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給 【例】事業対象者が訪問介護を利用 ⇒認定非該当になった場合、訪問介護は事業費として支給	給付分は全額自己負担 介護給付ケアマネジメントも含めた事業分は事業より支給 【例】事業対象者が訪問介護と福祉用具を暫定プランで利用 ⇒認定非該当になった場合、福祉用具は全額自己負担、訪問介護は事業費として支給
要支援	予防給付より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給 【例】事業対象者が訪問介護を利用 ⇒要支援認定を受けた場合、訪問介護は事業費として支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防給付より支給、事業分は事業より支給 【例】事業対象者が訪問介護と福祉用具を暫定プランで利用 ⇒要支援認定を受けた場合、福祉用具は予防給付費、訪問介護は事業費として支給
要介護	介護給付より支給	介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業費として支給	介護給付費と事業費の併用はできないため、どちらかのサービスは全額自己負担(※) 介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は介護給付より支給、事業分は介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給

※厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ&A【平成27年3月31日版】」第4問4より

(参考) 厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ&A【平成 27 年 3 月 31 日版】」

第4 サービス利用の流れ

問4 基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

(答)

要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上の認定になったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。

お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となる。

- ① 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため、総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担となり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。
- ② 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。

留意事項

- ①総合事業によるサービスの提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要です。
- ②更新の場合は、変更に係る契約書等を作成し、同意を得た上でサービス提供を開始することが必要です。「文言の変更内容：介護予防訪問（通所）介護⇒第1号訪問（通所）型サービス」等。
- ③一単位あたりの単価は現行どおりです。ただし、現行型サービス（A1、A5）を利用する場合は、事業所所在地の地域単価となります。
- ④請求は従来どおり国保連に対して行いますが、サービスコードは変更となるため、現行サービスコードと混同しないように注意してください。

介護保険被保険者証印字イメージ

事業対象者はこの部分が印字されます

(一)				(二)				(三)			
介護保険被保険者証				要介護状態区分等				給付制限			
被 保 険 者				認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)				内容			
番 号				事業対象者				期間			
住 所				平成29年4月1日				開始年月日			
フリガナ				認定の有効期間				終了年月日			
氏 名				区分支給限度基準額				開始年月日			
生年月日				1月当たり				終了年月日			
性別				サービスの種類				開始年月日			
交付年月日				種類支給限度基準額				終了年月日			
保険者番号 並びに 保険者の名称 及び印				認定審査会の 意見及び サービスの 種類の指定				居宅介護支援事業 者若しくは介護予 防支援事業者及び その事業所の名称 又は地域包括支援 センターの名称			
092130								〇〇地域包括支援センター			
那須塩原市								届出年月日			
栃木県那須塩原市共栄社108番地2								届出年月日			
								種類			
								名称			
								入所等年月日			
								退所等年月日			
								種類			
								名称			
								入所等年月日			
								退所等年月日			

※要介護、要支援認定を受けている方は、事業対象者であっても認定結果が印字されます。

総合事業に関する質問は・・・

★メールでお願いします。

★メールアドレス・質問票は、市ホームページ
に掲載します。

